



平成 29 年 2 月 2 日

各 位

会 社 名 日本無線株式会社  
代表者名 代表取締役社長 荒 健次  
(コード：6751 東証第一部)  
問合せ先 執行役員 経営戦略本部副本部長  
小宮 孝之  
(TEL. 03-6832-0455)

### 公正取引委員会からの排除措置命令及び課徴金納付命令について

当社は、消防救急デジタル無線機器の納入に係る取引に関し、平成 26 年 11 月 18 日に公正取引委員会の立入検査を受け、以降、同委員会の調査に全面的に協力してまいりましたが、本日、同委員会より下記のとおり排除措置命令及び課徴金納付命令を受けましたのでお知らせいたします。

株主の皆様、お取引先をはじめ関係者の皆様には、多大なご迷惑とご心配をお掛けしておりますことを心より深くお詫び申し上げます。

### 記

#### 1. 排除措置命令の概要

当社は、市町村等が発注する消防救急デジタル無線機器の納入に係る取引に関し、独占禁止法第 2 条第 6 項に規定する取引制限に該当し、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為があったとして、違反行為を取りやめていることを確認し、今後同様の行為が行われないよう必要な措置を講じること等を命じられました。

#### 2. 課徴金納付命令の概要

納付すべき課徴金の額	1 億 4,592 万円
納付期限	平成 29 年 9 月 4 日

#### 3. 独占禁止法を含む法令遵守の徹底

当社はこのような命令を受けたことを厳粛に受け止め、経営トップメッセージ、営業職、技術職向けの教育・研修等によるコンプライアンス意識の向上、競合他社との接触ルールの整備、販売規則・細則の見直しや再徹底等を行い、再発防止に向けた体制の一層の強化に努めております。

#### 4. 業績への影響

上記課徴金につきましては、平成 29 年 3 月期第 2 四半期決算において、独占禁止法違反の疑いによる想定される損失リスクを特別損失として計上しております。

以 上